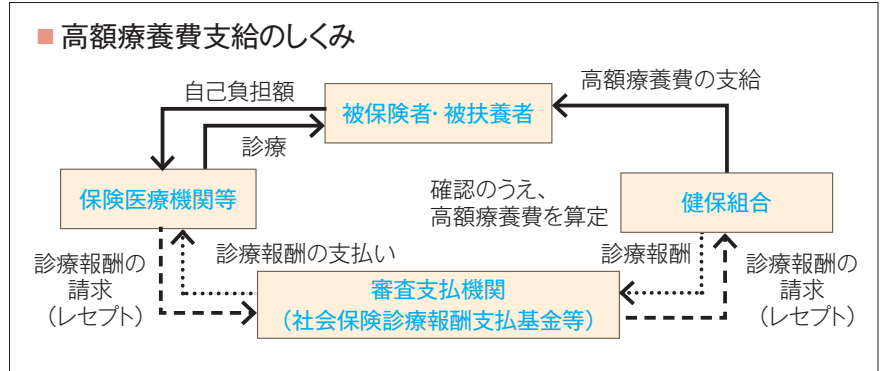


# 医療費が高額になったとき

## 高額療養費（合算高額療養費）が支給されます

医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた額について健保組合などで算定し、あとで高額療養費が支給されます。

※被保険者、被扶養者からの申請書提出は不要。



### 次の4つのケースがあります

#### 1 1か月の自己負担額が限度額を超えたとき

被保険者や被扶養者が診療を受けて、1人1か月に1つの病院で支払った自己負担額が自己負担限度額を超えたとき、超えた額が健保組合から支給されます。自己負担限度額は診療月の標準報酬月額に応じた区分により異なります。

標準報酬月額	区分	自己負担限度額
83万円以上	ア	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%
53万円以上～ 83万円未満	イ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%
28万円以上～ 53万円未満	ウ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
28万円未満	エ	57,600円
低所得者		35,400円

#### 3 同一世帯で合算して自己負担限度額を超えたとき

1つの世帯で1か月に21,000円以上の医療費の支払いが2回以上ある場合は、世帯で合算して自己負担限度額を超えた額が高額療養費として払い戻されます。

- 21,000円以上+21,000円以上=自己負担限度額  
(①自己負担限度額表参照)

#### 2 高額療養費の支給を年4か月以上受けたとき

1つの世帯で高額療養費に該当する医療費を直近12か月間に3か月以上支払った場合は、4か月目からは下表の自己負担限度額となり、これを超えた額が支給されます。

標準報酬月額	区分	自己負担限度額
83万円以上	ア	140,100円
53万円以上～83万円未満	イ	93,000円
28万円以上～53万円未満	ウ	44,400円
28万円未満	エ	44,400円
低所得者		24,600円

#### 4 特定疾病(高額長期疾病)の治療を受けるとき

厚生労働大臣の認める高額の治療を長期間続ける必要のある病気(血友病や人工透析に必要な慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)については、「特定疾病療養受療証」(健保組合が交付)を病院の窓口へ提出すると、自己負担額は1か月10,000円までとなります。この場合は、後で払い戻すという方法はとりません。健保組合が直接病院へ支払います。ただし、人工透析を要する70歳未満の患者が標準報酬月額53万円以上に該当する場合は、自己負担が1か月20,000円になります。

自己負担が高額になった場合は一部負担還元金(被扶養者の場合は家族療養費付加金)が、また、合算高額療養費が支給された場合は合算高額療養費付加金も支給されます。

※医療と介護の自己負担額を合算したときの年額の自己負担限度額が設けられており、負担の軽減が図られています。(高額介護合算療養費)

## 限度額認定証

1人1か月に1つの病院での医療費が自己負担限度額を超え、医療機関の窓口での支払いが高額になるような場合、「限度額認定証」を提出すれば、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

「限度額認定証」は所得の区分を確認するためのもので、事前に健保組合に申請して交付を受けておく必要があります。

オンライン資格確認を導入している医療機関等では、被保険者証またはマイナンバーカードのみで窓口での支払いを限度額までで済ませることができ、限度額適用認定証の提出は不要です。

### 手続き

「限度額適用認定証交付申請書」に必要事項を記入し、会社(人事部門)経由で健保組合に提出してください。ただし、急を要する場合は健保組合に直接、提出してください。

「限度額適用認定証交付申請書」→P.86

# 被保険者証が使えないケース

どんなときでも被保険者証が使えるわけではありません

## 健康保険でかかれない診療

保険で受けられる診療の範囲は法律で定められています。業務上や通勤途上で起きた病気やけがの場合は労災保険で治療を受けます。(ただし、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いになります。)

また、日常生活に支障のない程度の異常や美容整形、単なる疲労等、病気とみなされないものは、保険による診療を受けられません。ただし、このような場合でも例外的に健康保険でかけられるケースがあります。

健康保険でかかれないもの	例外的にかかされるケース
単なる疲労や倦怠	疲労が続き、病気が疑われるような場合
隆鼻術や二重 <sup>まぶた</sup> の手術など美容を目的とする整形手術	斜視などで労務に支障をきたす場合、けがの処置のための整形手術、他人に著しい不快感を与えるワキガなど
シミ、アザなどの先天的な皮膚の病気	治療が可能で、治療を要する症状があるもの
健康診断、人間ドック	健康診断の結果、治療が必要と認められた場合の治療
予防注射	はしか、百日ぜき、破傷風の場合で、感染の危険があるとき
正常な妊娠、出産	異常出産の場合(帝王切開による出産など)
経済的理由による人工妊娠中絶手術	経済的理由以外の母体保護法に基づく人工妊娠中絶手術
差額ベッド代や保険の認められていない特殊な手術、療法、薬など	例外はありません

## 給付が制限されるとき

次のようなときは、健康保険制度の健全な運営をそこうことになるため、保険給付の全部または一部が制限されます。

- ①故意の犯罪行為、または故意に事故を起こしたとき
- ②けんか、泥酔などによって事故を起こしたとき
- ③正当な理由がなくて医師の指示に従わなかったとき
- ④サギその他不正行為によって保険給付を受けたり、受けようとしたとき
- ⑤健康保険組合からの質問や文書の提出などを拒んだとき